

介護保険法施行令

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二條の二 法第四十九條の二 に規定する所得の額は、同条 各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号 に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

2 法第四十九條の二 の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九條第一号 に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第二項第一号 に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五條第二項第一号 に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九條の二第三項第一号において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法 の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條 の規定によって課する所得割を除く。次条第五項第一号、第二十二條の三第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二十九條の二の二第五項第一号を除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日において生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六條第一項 に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合